

令和7年8月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和7年9月9日)

招 集 年 月 日	令和7年8月21日（木）		
招 集 場 所	小川総合支所 3階 大会議室		
開 催 日 時	令和7年8月25日（月）		
	開 会	午後1時20分	
	閉 会	午後4時50分	
出 席 者 (★:議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	小仁所 浩 委 員（職務代理者）	
	中村 三喜 委 員	山口 和弘 委 員	
	廣戸 隆 委 員	★ 高橋 晃子 委 員	
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		
事 務 局 職 員	教育部長 植田 賢一	理 事 狩谷 秀一	
	教育指導課 課 長 吉田 桂子	教育企画課 課 長 田山 智	
	生涯学習課 課 長 島田 広幸	スポーツ推進課 課 長 関川 克己	
	文化芸術課 課 長 坂本 剛		
	教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	教育企画課 主 幹 笹目 翔太郎	
事 務 局 職 員 <協議第5号説明者>	こども課 課 長 櫻井 正樹	教育指導課 副 参 事 市村 小枝子	
	教育指導課 課長補佐 篠原 孝司	教育指導課 指導主事 大曾根 宏一	
	教育指導課 課長補佐 市村 順子	教育指導課 指導主事 佐藤 良太	
付 議 事 件 (提 出 議 案)			
協 議 第 5 号	教育行政事務事業の点検及び評価について		
議 案 第 4 1 号	令和7年度教育予算（補正予算）について		
議 案 第 4 2 号	小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について		
議 案 第 4 3 号	小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について		
議 案 第 4 4 号	小美玉市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について		
事 業 等 報 告			
(1)	学校教育関係について	教 育 指 導 課 (指 導 係)	
(2)	教育課題等について	教 育 指 導 課 (指 導 係)	
(3)	就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について	教 育 指 導 課 (庶務・学務係)	
(4)	生涯学習事業について	生 涯 学 習 課	

1. 開 会・

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。

前回の定例会は、一身上の都合で欠席してしまい、申し訳ございませんでした。職務代理者の小仁所委員には急遽、会議の進行をお願いすることになり、ご迷惑をおかけし、また、進行の役割を果たしていただきまして、本当にありがとうございました。

なお、前回の定例会におきまして、委員の皆様より「教育委員会の在り方について」や「教育委員会所管の公共施設の視察」などについてのご意見をいただいたと報告を受けました。

私をはじめ、事務局職員も本市教育の振興に向けまして、委員の皆様とともに努力してまいりますので、今後ともご指導やご協力をよろしくお願いいたします。

改めまして、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、小美玉市教育委員会会議「8月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年の夏は、35℃超えの日も続き、大変な猛暑で子どもたちの熱中症や水難事故の発生を懸念していましたが、市内の児童生徒や幼児に関しては、現時点で大きな事故の報告は入ってきておりません。夏休みも残り一週間ですので、子どもたちに事件・事故がないように、健康・安全面に気をつけて過ごしてほしいと思います。

教職員関係では、8月8日の午前中に、市教育研究会の研究発表会が小川南中で行われました。

また、午後には、アピオスで教育講演会が行われました。講師として、作家の喜多川 泰氏をお迎えし、「一步踏み出せば、人生が変わる」テーマで講話をいただきました。今後の市内の先生方の「人間力の向上や教師力の向上」につなげたいと考えております。

部活動に関しては、後ほど報告がありますが、県大会・関東大会、そして、全国大会に出場した生徒もおりまして、それぞれに活躍が見られました。また、プレゼンテーションフォーラムの県大会は明日行われますが、そこに中央地区の代表として美野里中学校の生徒が出場しますので、出場する生徒には、日頃の成果を出し切ることを期待し、吉報を待ちたいと思います。

最後に、教育委員会のイベントでございますが、中でも印象的だったのが、8月10日にコスモスで開催した、「戦争体験講演会」でした。美野里中の2年生5名による朗読がとても素晴らしく、大勢の来場者の心に響くものとなりました。戦後80年を経過し、戦争を直接体験された世代の方々がごくわずかになり、「戦争体験を次世代へどのように語り継いでいくか」ということが大きな課題となっております。そのような中、中学生が朗読し、「戦争の悲惨さや平和の尊さ、命の大切さ」などを次世代へバトンのように語り継いでいく取組は、とても価値のあるものだったと感じております。

さて、本日は次第にもありますように、(1)協議が1件、「教育行政事務事業点検評価について」があり、(2)議案が4件、事業等報告、その他となっております。長丁場になりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

高橋委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、高橋委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(高橋委員：はい。)

それでは、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「7月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配付させていただいた資料としましては、

協議第5号	教育行政事務事業の点検及び評価について
議案第41号	令和7年度教育予算（補正予算）について
議案第42号	小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について
議案第43号	小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号	小美玉市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

以上、協議1件、議案4件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「5 付議事件の審議」のうち、議案第41号及び議案第42号、議案第43号については、いずれも議会提案事項のため、非公開としたいと思います。

続いて、「6 事業等報告」のうち、「(2) 教育課題等について」と「(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらは、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思います。

また、「7 その他」についても、本会議では、非公開としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

それでは、審議に入ります。

まず初めに、(1) 協議となります。

協議第5号「教育行政事務事業の点検及び評価について」は、本会規則第2条第5号の規定に基づき、令和6年度の教育行政事務事業について、教育委員会の点検及び評価を求めるものでご

ざいます。

はじめに、点検評価の進め方について、教育企画課より説明願います。

■■ 協議第5号 教育行政事務事業の点検及び評価について

○ 田山教育企画課長

協議第5号の進め方について、説明いたします。

先月定例会において、配付させていただきました「令和7年度 点検・評価シート（令和6年度事業）」は、小美玉市教育振興基本計画に掲げた基本方針1から3の、11の基本施策について、昨年度の事業実績をまとめたものとなります。

評価シートは、左から順に、施策の「現状と課題」、「昨年度の取組」、「成果・課題・今後の方向性」について整理し、左下にAからDの4段階で行った事務局の自己点検評価を記載してございます。

本日、評価をいただくにあたり、各施策における質問等を事前に頂戴し、その回答については、本日の付議事件の資料データと共に、データで配付をさせていただいておりますが、同様のものを机上にもご用意させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

あわせて、タイムスケジュールも机上配付させていただいております。

本日は、タイムスケジュールに沿って、各所管課担当職員より3分弱の説明をした後、委員各位から、質問及びご意見等を頂戴したいと考えております。

なお、協議を円滑に進めるため、1つの施策につき、説明を含め、10分程度で評価をくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

教育長の進行により、進めていただきたいと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

事務局からの説明が終わりましたので、協議に入りたいと思いますが、ここまでで、ご質問等ございますでしょうか。

◎ 中村委員

事前に意見聴取をした「有識者」について、どなたに聴取したのか教えてください。

○ 田山教育企画課長

常磐大学准教授の檀本氏を座長とし、市内の教育関係者として、元玉里幼稚園長の大山氏、同じく、元美野里中学校長の片山氏の3名から意見を頂戴しました。

◎ 中村委員

昨年度と同一の方ということですね。

○ 田山教育企画課長

その通りでございます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、協議に移りたいと思います。

基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び」の展開（基本方針1 基本施策1）

評 価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員

昨年度の取組において、習熟度別指導等を実施したとありますが、成果は出ましたか。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

成果としては、微増です。

◎ 中村委員（意見）

教育は「流れ」であり、成果を得られるのは、長短期さまざまだと思いますので、継続することが重要と考えます。

◎ 廣戸委員

昨年度の取組において、「指導・助言をした。」とありますが、これだけでは、曖昧に感じます。指導・助言を行った結果として、授業がどのように変化し、授業の変化により、どのような成果を得られたのか。この「検証」をしなければ、次年度の課題は見えてこないと思います。

施策名にもある「基礎・基本の定着と『主体的・対話的で深い学び』の展開」は、言い換えれば、『思考力・探究心』であり、これと相反するとまでは言いませんが、「対全国比」や「対県比」といった「正答率（学力）」に関するものと併記されています。

「基礎・基本の定着」や「主体的・対話的で深い学び」は、授業改善によって、子どもが自ら学習に取り組んだ結果、思考力が高まることと捉えていますが、これは、学力診断テストの正答率に直接的には反映されない部分だと思います。

事務局が実践するさまざまな授業改善は、子どもたちの探究学習や主体的・対話的で深い学びにつながる指導をしていると思いますが、その評価指標が「点数（正答率）」という現状です。

10年から15年前のお話をさせていただきますが、「対県比」を重視するならば、「点数の取れる指導をする」。つまり、過去問題集や小テストといったもので「テストに慣れさせる」ことに特化した学校は、対県比を大幅に上回ったケースがあります。

尺度として、「対県比の正答率を上げたい」のであれば、そのような指導をすべきで、一方では、「基礎・基本の定着と『主体的・対話的で深い学び』として、授業改善が図れ、「子どもたちの主体的な学習」や「授業の中での学び」は、別なものとして捉え、評価をしなければならないと考えます。

また、本市が抱える長年の課題として、『「対県比」をなぜ下回るのか。』が挙げられます。

さまざまな取組を実践してもなお、対県比を上回れないのは、学校での指導に問題があるのか、

教員に問題があるのか、地域性なのか、家庭学習に問題があるのか、どこに問題があるのかを考えなければ、いつまで経っても、「対県比」を超えることはできないと考えます。

取組として、すばらしい取組を実践していると思います。しかし、結果が伴っていないことに着目し、「対県比」を超えるための取組を考える時に、十数年前の「秋田県」の教育が参考になると思います。

当時の秋田県の教育は、「基礎・基本の繰り返しテスト」を徹底的に行うというもので、冬の時期、雪で行動が制限される子どもたちに、を繰り返し解かせ、基礎学力を向上させたことで、結果的に、全国トップまで上り詰めました。

この事例から学ぶとすれば、本市においても、「何かに特化する」ということではないでしょうか。

仮に、「探究学習」に特化して、子どもたちの外部に発信する力を伸ばす。その代わり、「対県比」に対する正答率は上回れない。それでも、本市の子どもは、「外部に発信する力に長けている」で良いと考えます。

さらに極端なことを言えば、対県比の正答率を重んじるならば、点数の取れる指導をすれば良いと思います。

あくまで、極論ですが、毎日朝の時間に小テストを繰り返し行う。これだけでも、正答率は向上すると思います。

対県比の正答率を上回るという目標を設定し、基礎学力の向上に特化した教育を推進する。結果、対県比の正答率を上回り、子どもたちが自信を持った段階で、次のステップとして、探究学習に移るという方法も検討すべきという考えを私は持っています。

つまり、何かに特化して、子どもたちが自信を持つような取組みをしなければ、本市は、対県比を下回り続けてしまうと思います。

対県比で10点マイナスだったものが、8点マイナスになりました。は上がったとは言えないのではないのでしょうか。

そもそも、平均点は、その半分は平均以下であって、指標とすること自体ナンセンスだと私は思います。

ただ、自己評価として、マイナスのものが上がったとしても、依然として、マイナスなのは評価できるものではないと思います。

この点を今後検討しなければ、「学力」に対する評価は、「努力はしているが、結果が伴っていない」で終始してしまうと思います。

努力していないのではないと思いますが、結果が伴わないということは、学力が向上しない要因が、地域にあるのか、学校にあるのか、どこに問題があるということを検証する必要があるのではないのでしょうか。

実際問題として、対県比を上回っている学校・地域もあるにはあるが、平均化すると、県平均を下回ってしまう現状があると思います。

この平均化するにあたり、どのような現状があるのか、例えば、市内の1校がずば抜けて平均を下回っている結果、市平均を押し下げているケースが考えられますが、この場合の対応策として、支援員を集中投入するなど、徹底した支援をすることで、学力向上に期待が持てます。

このように、原因の本質を事務局はしっかりと把握した上で、支援の方策を明確にする必要があると考えます。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

ご指摘の通りと感じております。

取組に対する評価として、用いている指標が適切なのか、という部分は正直感じているところで、評価するための適切な指標を持つことが重要だと改めて感じました。

学力に関しては、市内でも学校間で差があるため、今一度、地域・学校等を再度検証した上で、訪問の際に、学力向上に向けた、適切な指導・助言ができるよう努めてまいりたいと思います。

◎ 小仁所委員

中学校の教諭が小学校の授業を行うこと（教科担任制）について、本市の取組状況はどのようなになっていますか。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

義務教育学校では、5年生と6年生で多く取り入れています。

全ての授業ではなく、専門性を活かした授業を学校ごとに取組んでおります。

また、義務教育学校以外の学校でも、体育や音楽、理科専科として配置している教員による理科の授業といった、専門的な授業に取組んでいます。

取組状況については、全ての教科で教科担任制をとることに様々な意見があり、学校ごとに選択するなど、その取組状況はさまざまです。

◎ 廣戸委員

今の説明で、『様々なご意見があり、学校ごとに選択する』とありましたが、つまり、教科担任制に否定的な学校があり、それを許容する。ということだと受け取りましたが、これが問題なのではないでしょうか。

市の方針あるいは、義務教育学校のカリキュラムとして、教科担任制を推進すればいいのではないのでしょうか。

この後の、一貫教育でもお話ししようと思っていたのですが、義務教育学校を撤退している自治体もありますのが、本市は、小中一貫教育を推進していますので、小学5年・6年、中学1年は、教科担任制を推進し、失敗すれば「撤退」で良いのではないのでしょうか。

私自身、公立学校の課題と感じていることは、校長が代わると体制や方針が大きく変わってしまう点です。

その時々校長によって、方針が変わるようでは、成果はなかなかでないのではないかと思いますので、教育委員会が、例えば、「教科担任制」を推進するという、方針を出すことが必要なのではないかと考えます。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価は「B」ですが、取組状況等を見ると、一定の成果は出しているようですので、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針1 基本施策1について、本会の評価は「B」といたします。

I C Tを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成（基本方針1 基本施策2）

評 価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員

現状と課題の基本方向1に「デジタル教科書」の導入に関する記述があります。

小学5年から中学3年を対象に、英語科では全校、算数・数学科では6校で導入したとのことですが、この導入の経緯について、説明をお願いします。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

英語科は、全国の学校で導入されております。

算数・数学科に関しては、5割から6割の学校で導入する旨、通達があり、導入希望の学校を調査し、多くの学校が導入を希望していたのですが、事務局で導入校を決定しました。

◎ 中村委員

デジタル教科書導入による効果について、どのような効果があったかお聞かせください。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

英語の発音を個々のタイミングで確認するなど、子どもたち一人ひとりの状況に応じた活用が図れた。と聞き及んでおります。

◎ 廣戸委員

取組の基本方向2に「生成A Iを授業等へ活用するための研修を行った。」とありますが、市の方針として、生成A Iを授業でどのように活用していくのかが、明確になっていないので、説明をお願いします。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

生成A Iは、「子どもたちの発想を広げる」という点で、有用であると感じています。

今回「Canva（キャンバ）」という生成A Iを導入したのですが、レポートの作成に長けており、活用によって、今までと違ったまとめ方など、新たな気づきや発想の広がりにも寄与していると捉えております。

このほか、作文や英作文のフィードバック、発音の評価などがあり、子どもたち一人ひとりの学びにつながると考えております。

◎ 高橋委員

生成A Iの活用にあたり、結果やフィードバックは、千差万別であることが想定されると思いますが、子どもたちの活用状況を教員が把握する体制はできているのでしょうか。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

発音への評価などは、ある程度指定することは可能ですが、その他の部分について、全てを把握することは困難ですので、課題として捉えております。

◎ 廣戸委員

生成A Iが持つ可能性は未知数だと思いますが、私個人としては、生成A Iを活用して、そこに学びを存在させることは非常に難しいという考えを持っています。

社会科を例に話をすると、20年前は、社会で何が起こっているかを知る必要があるため、「情報収集能力」を養う教育でした。それが、10年前には、情報が多く溢れる中、必要な情報を選択する必要があるため「情報選択能力」を養う教育になりました。

生成AIの情報を全て鵜呑みにするならば、これらの能力が不要になることは想像できると思います。

また、社会科以外の例を出せば、「1 + 1 の答え」ということを生成AIで調べると「2」という回答が出てくると思います。先ほどお話ししたように、この答えを鵜呑みにすれば、それで終わり、学びは存在しません。

しかし、生成AIが入る前の教育であれば、教員が「1 + 1 は本当に2になるか。」という疑問を子どもに問えば、子どもたちは実際に物を使って検証しようとします。「1個と1個」「1個と1メートルは足していいのか」などの活動がありました。

つまり、生成AIの情報を検証する意識が無い限り、学びが存在することはないと言え、生成AIを教育現場に導入するのであれば、どのような領域・分野で活用を図るのか、市としての方針を明確に持つ必要があると考えます。

逆を言えば、生成AIを学びへ安易に利用することは危険であると捉えていますので、今後、十分に検証していただきたいと思います。

◎ 中村委員

この分野に関しては、紙からデジタルへの切り換えや、新たに導入するといった過渡期であると思います。

それ故、教員にも、得手・不得手があり、導入に対する意識が異なることも想定されますが、温度差が出ないような体制づくりが必要と考えます。

その前提として、有識者から「メリット・デメリットを明確にする。」「紙とデジタルの違いを明確にする。」といった意見があるように、ICT技術との融合を図り、最大の効果を発揮することが求められると思います。

難しい問題ではあると思いますが、十分な取組がなされていると思いますので、引き続きの推進に期待します。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価は「B」ですが、取組状況等を見ると、一定の成果は出しているようですので、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

◎ 廣戸委員

ICT技術の活用という面から見ると、課題がある印象を持ちますが、整備状況や各校での取組状況など「推進」という観点から見ると、私の考えは、十分な成果を出している（A）と評価します。

○ 羽鳥教育長

委員から「推進」という観点から、十分な成果を出しているということで、評価引き上げのご意見をいただきました。

一方で、AIを含めたICT技術の授業への活用の面では、引き続き、事務局において、研究・検討する必要があるという点で、本会の評価も「B」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針1 基本施策2について、本会の評価は「B」といたします。

体育・健康教委育の推進（基本方針2 基本施策2）

評価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 廣戸委員

現状と課題において、給食費の無償化がスタートし、質・量の確保が課題と捉えている中、昨年度は、乗り越えることができたと受け取りましたが、今もなお、食材費が高騰する中、今後の展望をお聞かせください。

○ 市村教育指導課 課長補佐（給食係）

お米については、今年度産がこれから出回り始めるため、価格が読めない点を不安視していますが、地産地消の観点から、可能な限り、小美玉市産にこだわっていきたいと思いますので、地元農家やJA等関係機関と協議し、昨年度と同程度の価格で購入できるよう調整を図っていきたいと考えております。

お米以外の食材については、現在、月に2回の見積合わせにより、良質で安価なものを確保しており、これについては引き続き、注力したいと考えています。

◎ 廣戸委員

食材費の高騰による、食材の調達にあわせ、給食費無償化がスタートしたことで、予算内に収めるということも意識しなければならず、献立メニュー一つ考えるのにご苦労なさっていると思います。

給食は、子どもたちの食育の原点であると考えていますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

◎ 中村委員

地産地消も確かに大事なことだと思いますが、そこにこだわり過ぎず、市内産の食材供給量が基準に満たないなど、調達が難しい食材については、近隣市町村に範囲を拡げるなど、事務の効率化の観点も必要ではないかと私は考えます。

もう1点、地域クラブ活動への転換の進捗状況について、現状の説明をお願いします。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

休日に関しては、資料記載の通り、「剣道」「男子卓球」「陸上」「女子ソフトテニス」の4種目で実施しているところです。

今年度は、「野球」を「拠点校部活動」として、4校で1チームとしてスタートしました。来年

度も別競技で拠点校部活動をスタートさせる予定です。

本市は、拠点校部活動と地域移行へ2つの柱で実施してまいります。

◎ 中村委員

完了時期はいつ頃を目途にしているのでしょうか。

○ 大曽根教育指導課 指導主事（指導係）

現在の取組状況を見ると、正直なところ、完了時期は未定でございます。

◎ 高橋委員

2点あります。

1点目は、「地域クラブの転換」という文言の記載があり、大変驚いているところですが、完全に移行するという解釈でしょうか。

2点目は、給食の食べ残しについて、一昨年度はそれまでと変わらず横ばいだったものが、昨年度は、サラダや米飯の残量が減ったと成果に記載がありますが、これは、子どもたちが食べた結果なのか、それとも、これまでの傾向を分析した上で、供給量を減らしたなど、何かしらの手立てを講じた結果なのか、説明をお願いします。

○ 大曽根教育指導課 指導主事（指導係）

学校部活動とともに進めていくということで、平日と休日の活動を共存させるイメージとなります。

○ 市村教育指導課 課長補佐（給食係）

給食の残量に関しては、「栄養摂取基準」が国によって定められていますので、給食の量を減らすことはありません。

今回減った要因の一つとして、取組にも記載をさせていただきましたが、新米の時期に「新米WEAK」と称し、銘柄の違う地元産のお米を提供しました。

このほか、「給食だより」や「たべもの教室」の資料で情報提供した結果と捉えています。

◎ 山口委員

今、お米の話がありましたが、市内の給食に使用しているお米は、ブレンド米ですか。

○ 市村教育指導課 課長補佐（給食係）

使用しているお米は、市内産コシヒカリの一等米です。

◎ 山口委員

米価の値上がりで大変苦労していると思います。

今年度もおそらく、このままの水準で推移していくのではないかという見立てでいます。

農業従事者からすれば、収入が増えるため、良いことかもしれませんが、消費者からすれば、大変な状況が続くと思います。

先ほど、米価については、昨年度と同程度の金額で調整したいとの話がありましたが、正直なところ、なかなか難しいのではないかとと思うところですので、今から対策を検討しておいた方が

良いと感じました。

◎ 廣戸委員

お米の話に関連してですが、「備蓄米」を食べることも、食育としては非常に効果があるのではないかと考えます。

備蓄米を食べてもらい、そこから何を感じたか、考える機会を提供する。学校の食育は、食を通じた学びの提供だと思いますので、他自治体でやっていないから、本市でもやらないではなく、実施することで、本市の特色にもつながると思いますので、前向きに検討して欲しいと思います。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価は「B」ですが、取組状況等を見ると、一定の成果は出しているようですので、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

◎ 廣戸委員

一個人の意見ですが、結果を伴わせるのは、各学校での取組みであり、行政として求められるのは、各学校の取組状況や結果の点検と考え、推進という観点で評価をすると、この施策も、十分な成果を出している（A）と評価します。

○ 羽鳥教育長

委員から「推進」という観点から、十分な成果を出しているということで、評価引き上げのご意見をいただきました。

一方で、引き続き、事務局において、各学校の取組状況や結果の点検の必要があるという点と、今後の期待も込めて、本会の評価も「B」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針2 基本施策2について、本会の評価は「B」といたします。

地域と一体となった教育の推進（基本方針3 基本施策2）

評 価 A

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員（意見）

本施策の取組は、他の施策と比べると「学校のニーズ」や「顔の見える関係の構築」などの表現が多く、何を評価したら良いのか不明瞭で、判断が難しい印象を持ちました。

もっと具体的な取組を記載して欲しいと思います。

◎ 廣戸委員

2点ほどあります。

まず1点目は、市で選任しているコーディネーター（推進員）と、学校運営協議会は、別物という認識でしたが、「成果・課題と今後の方向性」には、「コーディネーターが中心となり、学校運営協議会を進行…」とありますが、一体化したということでしょうか。

地域学校協働活動の推進員として、選任しているのであれば、学校運営協議会の進行をさせるのはおかしいと思います。

地域学校協働活動 本部を立ち上げたと思いますが、本部は、地域と学校運営協議会の橋渡し役を担っており、ここにコーディネーターが所属するものであって、学校運営協議会 委員とコーディネーターがイコールというのは、地域学校協働活動 本部自体の存在意義が無くなるのではないですか。

この関係性を事務局が理解していないのか、それとも仕組みを変えたのか。

他自治体と比較して、本市の取組はかなり先進的という認識を持っていたのですが、この書き方には、疑問を抱きました。

続いて、2点目は、学校支援ボランティアの活動内容の集計にあたり、学校への支援としての実数を把握するため、「登下校の見守り」を分けて集計する必要性について、以前から指摘しているところですが、今回も合算しているようです。

学校支援という一歩進んだボランティアの実数を把握することが重要と考えます。

また、私の認識としての「小美玉市の学校支援」は、見守りでもいいから、「地域が学校に入ってもらおう」でスタートしたため、地域の支援を得られやすいという特徴があると感じています。

しかしながら、「丸つけだけ」と有識者からの意見があったようですが、これは、20年前の発想・取組例であって、本市の目指すところではないと思います。

地域学校協働活動を導入した3年前、私も携わっていましたが、私は、ボランティアに来ていただいた地域の方に対し、「いてくれるだけ」で支援になる。例えば、子どもたちの頑張りを認め、頷くだけでも支援になると伝えてきました。これが、本市の目指す「学校支援」の原点であり、丸つけなど、何かを求めることで、学校のハードルは高くなり、20年前の地域が学校に入れない状況に戻ってしまうのではないかと危惧するところです。

有識者に対し、説明をしていると思いますが、意図を理解いただけなかったのか、それとも、事務局（教育指導課）と生涯学習課との間での認識に差があるのか。方針が変わったのか。

いずれにせよ、この書き方では、疑問符が残ります。

○ 大曾根教育指導課 指導主事（指導係）

コーディネーターに関する表記については、私の認識不足で、誤解を招くものであったと思います。

ただ、コーディネーターと学校運営協議会 委員を兼任する方はいらっしゃいますので、表記の内容を精査し、訂正させていただきたいと思います。

学校支援ボランティアの登録人数に関してですが、資料記載の人数は登録人数であり、支援の延べ人数としては、学習支援は1,000人以上、登下校は毎日のことですので、それを含めると、延べ10,000人以上の支援をいただいていることを補足させていただきます。

また、有識者のご意見については、学校の希望する教育活動に対するボランティアが集まらない場合の一手段であり、事務局の認識としては、委員ご発言の通り、「いてくれる」だけで支援になるというもので、以前から変わらないことをお伝えさせていただきます。

◎ 高橋委員（意見）

地域人材に対する研修機会について、事前に質問をさせていただきました。

質問の意図としては、私自身、交流会のチラシを拝見し、各地区の取組を共有するための第一歩として良い取組であると感じたところです。

この機運を逃さず、次のステップとして、地域と子ども、学校の関わり方についての市の方針を地域の方と共有する場を設けることで、より充実した活動になると考えますので、是非、検討いただきたいと思います。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、地域全体で学校教育を支援する体制が整ってきているということで、「A」評価をつけていますが、本会の評価も「A」でいかがでしょうか。

(委員：異論無し)

それでは、基本方針3 基本施策2について、本会の評価は「A」といたします。

(休 憩)

教育環境・教育体制の整備（基本方針3 基本施策4）

評 価 B

(評価シートに沿って説明)

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員

評価シート中、基本方向1から4の担当部署を確認させてください。

○ 篠原教育指導課 課長補佐（庶務・学務係）

基本方向1は、教育施設整備の推進で、学校の躯体等ハードに関する事業のため、教育企画課が所管となります。

続いて、基本方向2は、学校安全対策の推進で、通学路の安全対策や学校安全教育等に関する事業のため、教育指導課の所管で、主に、庶務・学務係となります。

基本方向3は、教職員の資質能力の向上で、主に教職員の研修等に関する事業のため、教育指導課 指導係の所管となります。

基本方向4は、学校の組織力の強化と教職員サポート体制の充実で、主に、教職員を対象としたストレスチェックを行っておりますので、教育指導課 庶務・学務係の所管となります。

◎ 小仁所委員

通学路の危険箇所 213ヶ所のうち、177ヶ所に対策を講じたとのことですが、危険箇所の完全解消は実現可能でしょうか。

○ 篠原教育指導課 課長補佐（庶務・学務係）

資料記載の危険箇所は、累計の数であり、関係機関でも対応が困難な場所が含まれていることも事実です。

なお、即時対応可能な場所については、関係機関と協議の上、早期の危険解消に向けた体制を構築し、対応しているところですが、資料記載の通り、未解消部分もありますので、その部分に関しては、引き続き、解消に向けて注力してまいります。

◎ 小仁所委員

危険箇所とまでは言えない例で、歩道の雑草が挙げて話をしますが、中学生が自転車で通学する際、歩道の雑草がかなり伸びていて、車輛から見えづらく危険ではないかと日々感じています。このような場合の対処について、教えてください。

○ 篠原教育指導課 課長補佐（庶務・学務係）

基本的には、県道は茨城県が管理し、市道は小美玉市が管理することとなり、それぞれ、水戸土木事務所や道路維持課となります。

雑草等に関しても、学校からの報告を受けてからの対応となり、現地を確認し、関係機関へ情報提供とともに、対応について依頼する。といった流れとなります。

◎ 小仁所委員

迅速な対応という観点から言えば、除草程度の軽微なものであれば、所管課と言わず、地域住民の手を借りることも一つの手段ではないかと思しますので、今よりも迅速に対応できるような体制構築を検討していただきたいと思います。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、一定の成果を出しているということで、「B」評価をつけていますが、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針3 基本施策4について、本会の評価は「B」といたします。

グローバル社会に対応できる教育の推進（基本方針1 基本施策3）

評 価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員（意見）

グローバル社会に対応できる教育として、英語教育が重要と考えますが、この英語教育について

ては、指標にあるように、「英語検定３級相当の英語力を有する生徒の割合。」と、明確な目標を設定し、事業を推進した結果が出ているのではないかと感じます。

このように教育は、成果を得るまで時間のかかるものであり、時間がかかっても良いので、着実に一步一步前進することが重要と考えます。

次に、職場体験に関して、「３日以上職場体験を行った生徒が少なかった。」とありますが、これは、生徒側の問題ではなく、受け入れるである企業側の問題と考えます、

私が想像するに、受け入れ側が３日間、何を教えれば良いのかがわからないため、３日以上の職場体験が行えなかったのではないかと思います。

３日間の細かなスケジュールを立てた上で、事業に取り組んでももらえれば、多少なりとも、受け入れ日数は変わってくるのではないかと思います。

スーパーマーケットを例に挙げると、１日目で業務の大半は理解できてしまうと思います。それが、２日目・３日目となると、なおさら、何を教えたらいのかわからない状況になってしまうと思いますので、事業フォーマットのようなものがあると、企業側の負担軽減になるのではないのでしょうか。

◎ 高橋委員

基本方向３の取組内容について、「近隣の事業所に出向いた体験学習」とありますが、この事業所は、全て民間企業という理解でよろしいのでしょうか。

○ 大曽根教育指導課 指導主事（指導係）

民間企業だけではなく、公的機関にも受け入れていただきました。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、一定の成果を出しているということで、「Ｂ」評価をつけていますが、本会の評価も「Ｂ」でいかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針１ 基本施策３について、本会の評価は「Ｂ」といたします。

インクルーシブ教育の充実（基本方針１ 基本施策４）

評 価 A

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員

成果として「個に応じた支援が充実した。」とありますが、具体的にどのような支援を行ったのか、お聞かせください。

○ 市村教育指導課 副参事（指導係）

対象者全員の「個別教育支援計画」や「指導計画」を作成したほか、年度始と年度途中の年2回ほど保護者との面談機会を設け、個々に応じた目標を設定するとともに、手立てを相談しながら進めていくことで、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことができたと考えています。

◎ 中村委員

一人ひとりの特性に応じた支援と言っても、障がいの程度は千差万別で、一筋縄ではいかず、大変な部分もあると思いますが、引き続きの事業推進に期待します。

◎ 廣戸委員

特別支援学級の増加に伴う、施設・設備の拡充など、取組自体は評価します。

しかし、本施策の「インクルーシブ教育の推進」という観点からすると、疑義を持ちます。

「インクルーシブ教育」は、様々なハンディキャップを持ちながらも、共に学ぶことで、互いのハンディキャップについて理解を深める教育であり、その時々で合理的配慮をすることで、ハンディを抱える子に対する思いやりの気持ちの芽生えや、自分を活かせる場所を探すことにつながるものではないかと思いますが、この取組内容を見ると、インクルーシブ教育とはかけ離れている印象を持ちます。

○ 市村教育指導課 副参事（指導係）

特別支援学級への就学を検討する際、県から発出されている『「適切な学びの場」の検討』に基づき、段階的プロセスを経て、支援学級や支援学校が適切であるという判定に至ります。

県から、最初の段階は、様々な子どもがいるなかで、通常学級において、「誰でも分かりやすい授業をする」「一緒に学習する環境を整える」「合理的配慮をする」といった取組をした上で、次の段階として、支援学級や支援学校という選択肢を検討するようにとの指導がありました。

これを受け、特別支援コーディネーター会議等で、特別支援学級の担当教員に限らず、通常学級の教員も分かりやすい授業展開や特別支援学級に就学する児童生徒を受け入れる教育について共有しています。

◎ 廣戸委員

説明は理解しましたが、現状の取組としては、通常学級において、ハンディキャップに関係なく、皆で学ぶというよりも、どちらかと言えば、支援学級において、個に応じた、個別的な指導をしているように感じます。

本市として、インクルーシブ教育を充実させるならば、個別指導が必要な場面があるにしても、通常学級で、朝の会を一緒に行うや給食を一緒に食べる、係活動と一緒にいうといった、集団活動をする手立ての検討が必要と考えます。

この中で、「お互いを支え合う」という学びにつながると思います。

インクルーシブ教育を前面に出すならば、このような取組を充実させるべきで、「空き教室を改修し、支援学級数を確保した。」と「インクルーシブ教育の充実」は違ったものと私は考えます。

市として、インクルーシブ教育の充実に取り組んでいるならば、様々な場面で、合理的配慮に基づいて、共に学んでいるという評価が必要と考えます。

一方で、個に応じた指導を充実させているということであれば、資料記載の通り、支援学級数を確保するために改修を実施し、少人数による、個に応じた指導をしている。ということに対しての評価になると思いますが、「インクルーシブ教育」を掲げるならば、少し違うと考えを持ちます。

私自身、カナダへ視察に行った際の話をしていただきますが、そこには、様々な人種の子どもがいる中、授業の内容が理解できようができませんが、一つの教室で共に学び、15時以降の個別指導によって授業の進捗を揃えるといった教育が展開されていました。

私が思うに、このようにしないと、授業が成立しなかったのだと思います。

フィンランドの教育も同様で、2か国とも「言葉が通じなくても、一緒に学ぶ」が基本のスタンスで、これは、「社会へ出た際、子どもたちはその中で生きていくしかない。」「社会に出たら、そこで生きていくしかなく、特別な扱いはされない。」という考えのもとでの教育で、合理的配慮は、あくまでも集団生活の中でということ、これが「インクルーシブ教育」であると思います。

一方、学びの場を移し、個別に指導、フォローアップするということは、「特別支援教育」であり、本市の取組を見ると、「インクルーシブ教育の充実」よりは、言葉として、「特別支援教育の充実」という印象を持ちました。

○ 羽鳥教育長

インクルーシブ教育を包括的な教育と捉えたと、確かに、委員指摘の通り、資料記載の取組は特別支援教育と言えると思います。

教育の理想は、「障がいの有無に関係なく学べる」「排除の無い社会の実現へつなげる」ことであると思いますが、本市における学校の現状としては、一つひとつの事案に対し、特別支援的な対応をすべきか、合理的配慮をすべきか、という部分で、苦慮している印象を持ちます。

その他、ご意見等ございますか。

無いようですので、ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、確実な成果を出しているということで、「A」評価をつけていますが、本会の評価も「A」でいかがでしょうか。

(委員：異論無し)

それでは、基本方針1 基本施策4について、本会の評価は「A」といたします。

就学前教育と保幼小連携（基本方針2 基本施策3）

評 価 A

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 廣戸委員

保育所等を含め、公立でないものは、全て私立園として話をします。

認定こども園は、「保育所型」と「幼稚園型」の2つの型があると思います

私立には、それぞれの教育理念があり、「幼稚園型」の場合は、預かり機能を付加させたもので、結局のところ「幼稚園」であることに変わりはなく、文部科学省のカリキュラムに基づいた教育がなされているはずです。

一方「保育園型」の場合は、保育園の預かり機能を充実させたもので、厚生労働省の管轄から延長し、カリキュラムを組み入れて運営をしているものだと思います。

この認定こども園に関して、他市町村では、保育料無償化が始まった段階で、自治体から公金を投入していることから、指導主事を派遣しようとした際に、理念や教育方針について、外部からの指導対象にならないと、拒否された事例があったと聞き及んでいます。本市の状況についてお尋ねします。

また、認定こども園となると、厚生労働省や総務省など様々な機関が関係し、それぞれからの通知等はそれとして、あくまで、園内で完結させており、職員研修は実施できない現状があるものの、行政からの支援も無いから仕方がないという声を聞きます。

私自身、就学前教育に身を置いて感じたこととして、幼稚園や保育園の教員が不憫でならないのは、研修に参加させようにも、参加させる余力が園側に無いという現状で、公立園でさえ、半日の研修が、預かり機能の充実に伴い、かなりの負担となっており、伝達講習等の時間を勤務時間内に確保できない。勉強したくても時間を確保できないため、現場で先輩から学び取ることしかできないという現状です。

就学前教育や幼保小連携が重要と言うならば、行政から何らかの支援があって然りと考えるところですが、言及が無く、市として、幼稚園や保育園がどのような教育を行っているのかをどこまで吸い上げ、それに対する適切な支援がなされているのか、ここからは読み取れないことから、お金を出しているが何もやっていないと言わざるを得ないと思います。

私立側も、今まで行政からの支援が無くとも、運営できていたため、今更の支援に必要性を感じていないと感じますが、市としてどのように捉えていますか。

○ 櫻井こども課長

現状として、認定こども園は、内部で完結しており、行政からの人的支援は無い状況で、委員ご指摘の通り、行政からは、お金だけを投入しているだけで、運営など中身の支援には至っていないのが実際のところでございます。

◎ 廣戸委員

現状は、現状として理解しなければならないと思います。

ただし、就学前教育や幼保小連携が重要と考えるならば、何から手をつけていくかを考える必要があると思いますが、現状のままでは、お金だけを出して、3歳児以降無償化に取り組んでいるだけになってしまい、何も成果を得られないのではないかと危惧します。

例えば、小学校に入ってきて、スタートカリキュラムを組む際、各園の実態に合っていないカリキュラムが組まれてしまう。といったことが挙げられますが、これでは、就学前教育を重視しているとは言えないと思います。

また事前質問で、「育児の孤立化」への対応について伺いましたが、子育て支援を充実しているという回答がありましたが、実数は数人と考えます。

子育て支援は、平日しか運営していないため、ここに来る方は、日中仕事をしていない人に限られると思います。

学校法人が運営しているのは、子育て支援という名目の園児獲得の場になっているため、公立園への入園数が減っているのだと思います。それによって、どこの自治体でも、公立園の崩壊が始まっています。

「育児の孤立化」への対応を考える際、施策は何かないか。それで間違えていないか。

例えば、「私立の子育て支援の実績をもって評価する。」ではいけないと考えます。

市として、子育て支援をどのように捉えるか、孤立して育児をしている親たちに対し、どのように手を差し伸べるかが大切で、生涯学習課でスタートした「訪問型家庭教育」は、こちらから出向かなければ、来てもらえない、手を挙げてもらえない。という現状を打破するため、一つの方法論ではあるものの、非常に良い取り組みだと思います。

市として、就学前教育を重視するならば、「訪問型家庭教育」のような施策を考えた上で、実際に手を打たなければ、私立園が園児を確保するための手段としての、子育て支援や就学前教育を实践しているという現状を追認しているという構図になりかねないと思いますので、その部分をよく検討して欲しいと思います。

○ 羽鳥教育長

今年度、架け橋カリキュラムの作成に係る、就学前教育の管理職研修会と担当者会議を開催し、公立・私立の保育園・幼稚園・認定こども園、全ての園長の参加をいただきました。

このことから、以前と比較すると、意識のレベルが上がった印象を受けたところです。

もちろん、担当の尽力もあると思いますが、公立・私立問わず、同じ土俵、同じ達成目標をクリアして、小学校へ子どもたちを上げようとする雰囲気が出てきていると感じました。

また、県では、架け橋カリキュラムのステップ2を推進しているところですが、本市は、指標にもあるように、ステップ3に取り掛かっている状況です。

今後、架け橋カリキュラムの作成はもちろん、作成後の実践について、市内全ての園から協力を得られるのではないかと期待しているところです。

◎ 廣戸委員

やはり、「協力」という形でしか、行政は関われないのでしょうか。

○ 羽鳥教育長

先ほども話がありましたが、文部科学省や厚生労働省といった所管の違いや、各園それぞれの特色や教育方針、経営者の考えがあり、それは大切にしなければならないと思います。

しかしながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（文部科学省）」や「保育指針（厚生労働省）」が示されていますが、その内容はほぼ同一であるということからも、同じ目標に向けて幼児を育てようとする国の方針と捉えており、このことから、各園からの協力を得られるのではないかと感じています。

そのほか、「入学前サポートシート」への各家庭の協力状況も良く、小学校への接続も以前より改善しつつあると感じています。

担当はどのように感じていますか。

○ 市村教育指導課 副参事（指導係）

「入学前サポートシート」「架け橋カリキュラムの作成」など、研修会に参加いただく教員は、小学校との縦のつながりや、他園との横のつながり、どのような取組を実践しているのか、という情報共有の面で、積極的な姿勢が見て取れています。

私立園は、それぞれの方針がある中、架け橋カリキュラムの作成に関して、現在、小学校区単位で協議を進めている段階ですが、各園から少なくとも1名の参加をいただくなど、協力的であり、横と縦のつながりが構築されつつあります。

◎ 廣戸委員

様々な取組があることは、理解しています。

市は、公金を投入している以上、私立園に対して、更に協力を得るべきであると同時に、様々な情報を全ての教員に対して提供すべきと考えます。

園長に話をしたとしても、その園内の教員にその情報が届くことはほぼ無いと思います。というのも、公立園の園長でさえ、日々の保育の中で、自身が受けた研修の内容を伝えるための統一した場は無く、個別指導しか手が無い現状があるためで、試みに、私立での研修内容の伝達状況

を確かめるために、『「10の姿」とは何か』という質問を投げかけてみるものの一つの手段と考えます。幼児教育の根幹であって、幼児教育に携わる者であれば分かって当然のことについて、どれだけの教員が知っているか。

私は、先生方がダメということではなく、自分で得られない情報に対して、研修など情報を得るための機会が少ないことを不憫に思っています。

また、私立園の教員は、教育機関でありながら、「使命感を感じられない」「この園でやれない」と感じると、言い方は悪いですが、私からすれば、途中で投げ出してしまう教員が多い傾向があると捉えています。今の社会の現状として、幼稚園教諭に対する需要は非常に高く、辞めても次の当てがある状況もあり、年度途中で辞めてしまう方がいると感じています。

このようなことを考えると、市内の公立園・私立園に勤務している教員が、「小美玉市の教育にどれだけ関わっているか。」「どれだけ頼りにされているか。」を実感でき、引き続き、本市の教育の一助になりたいと意欲を持って活躍していただけるような取組に期待したいと思います。

◎ 高橋委員（意見）

現状と課題の基本方向1に、「気候変動などの要因から、外出機会や夏場の外遊び機会の減少により、運動能力や体力が低下する傾向が見られる。」とあり、『環境』が一要因であると分析をされていますが、先日参加した、日本スポーツ協会の「アクティブチャイルドプログラム」では、「子どもの体力低下は顕著である。」とともに、「大人が身体を使って遊ばない。」という現状があると講話がありました。

この「大人」は、保護者や地域の方など、子どもから見て、全ての大人で、身体を使った遊びを子どもとしないのは、遊び方を知らないから、どのように遊べば良いか分からない。という背景があるようです。

ですので、今後、保護者などを含め、身体を使った遊びについて、考える機会を作っていただければと思います。

◎ 中村委員（感想）

様々な制約がある中で、尽力したことが見受けられました。

特に、昨年度の取組に関して、幼稚園教諭の資質向上のための研修会を新たに企画し、実施したことや、保幼小連携において、課題を明確にし、課題解決に向けた取組を実践したことは、評価します。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、確実な成果を出しているということで、「A」評価をつけていますが、本会の評価も「A」でいかがでしょうか。

（委員：異論無し）

それでは、基本方針2 基本施策3について、本会の評価は「A」といたします。

系統性・連続性のある小中一貫教育の推進（基本方針3 基本施策1）

評 価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 廣戸委員（意見）

小中一貫教育を市として推進していく考えであるということは理解しています。

しかしながら、現実問題として、「近接型」や「分離型」は、トップが2人以上いる訳で、それぞれ違う考えや方針を持っていることから、それらを一貫教育と呼ぶには、無理があると考えます。

何をもって、一貫教育と言うのかといった問題も生じるため、玉里学園と小川北義務の2校に絞って、義務教育学校として、一貫教育のあるべき姿に向けていくことが重要と考えを持っています。

義務教育学校が開校し数年が経過しますが、内部で小中分離になっている印象を持ちます。これは、「前期課程」「後期課程」という言葉で分けていることが要因と考えますが、結局のところ、トップは1人のため、この状況下でも、一貫教育に取組みやすい環境があるのだと思います。

しかし、全国的には、義務教育学校から撤退する動きがあります。これは、義務教育学校としてのメリットが見えにくいといった理由が挙げられるとのことでした。

本市の場合は、多額の費用を投じ、「施設一体型」の義務教育学校を整備した経緯がありますので、他の義務教育学校のモデルとなるような、9年間を見通したカリキュラムや職員配置、施設一体型だからこそ可能なことを徹底して推進することが必要で、玉里学園と小川北義務に関しては、義務教育学校の理想に向けて、徹底した支援を行って欲しいと思います。

一方で、美野里中学校区の「分離型」は、何をもって一貫教育というのか、理解に苦しむところです。

また、「小中一貫のため」の教育目標と、「学校独自」の教育目標があることに、以前から疑問を抱いており、教育目標とは、各校の目指す姿や地域の歴史的背景を通じて、その中身が検討され、現状を踏まえ決定しているものという認識ですので、無理に統一する必要はないと考えます。

このようなことから、小川南中学校区と美野里中学校区は、一貫教育を推進するよりも、独自教育の推進で良いのではないのでしょうか。

その代わりとして、中学校へ入学する際の「中一ギャップ」対策を徹底して講じ、この一連の流れを一貫教育と呼ぶなら、それはそれで良いと思います。

評価として、何もやっていないということではなく、メリット・デメリットを明確にし、メリハリのあつた一貫教育が必要と考えます。

◎ 中村委員（意見）

「現状と課題」「取組」「成果等」、一連の流れを見ると、今は、一貫教育についての考え方を徹底する段階であるという認識を持ちました。

小川北義務と玉里学園は、一貫教育が実践できていると理解しますので、今後の方向性として、一貫教育のモデル校を目指し、市内の他の学校が追従する形が取れば理想的と考えますので、この2校を軸に、各学校へ一貫教育の考えを浸透させることを優先して欲しいと思います。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、一定の成果を出しているということで、「B」評価をつけています。

様々なご意見をいただきましたが、いずれにしても、小中一貫教育に関する取組を実践し、一

定の成果が出ていると思いますので、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

(委員：異論無し)

それでは、基本方針3 基本施策1について、本会の評価は「B」といたします。

豊かな心の育成(基本方針2 基本施策1)

評 価 B

(評価シートに沿って説明)

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員

3点ほどあります。

1点目は、家庭での教育の違いから、給食を食べる際「いただきます。」を言う子どもと言わない子どもがいるとのこと。

これはあくまで、一例ですが、このように価値観が多様化する中、教科書を用いての「道德教育」をどのように展開するのでしょうか。

2点目は、学校図書に関してですが、「図書数と勉強時間」は比例するといった研究(著書)があります。

学校司書の充実に合わせ、学校図書の蔵書数充実を図って欲しいと思います。

3点目は、いじめの起因は、「子どもの上下関係」にあると、有識者から指摘がありますが、これも要因の一つと考えます。

加えて、私の立場上、県内の私立大学 大学院と提携し、いじめ・不登校の問題について研究をしており、大学関係者の提言やその他事例から、子どものいじめで多いのは「同調圧力」であるということも分かっておりますので、有識者の意見と併せて、ご承知おきいただければと思います。

○ 佐藤教育指導課 指導主事(指導係)

「道德教育」の展開については、学校教育全体を教育の機会と捉えています。

その子が大人になった時に、生きる上で困らない教育を心掛け、一つの考え方として、子どもやその保護者に伝えることが重要と考えます。

ただ、価値観の多様化に伴い、様々なご家庭があることも事実ですが、種を蒔くという意識で実践することに意義はあると考えますので、「道德教育」あるいは「道德科」として、市内学校で引き続き取り組んでまいりたいと思います。

◎ 中村委員

一般論は、理解しています。

私は、「多様性を認める」や「価値観も一人ひとり異なる」といった状況下で、どのように「共通の道德」を子どもたちに効果的に教えるのかをお聞かせください。

○ 佐藤教育指導課 指導主事（指導係）

多様性やその子の考えを認めながら、進めていくことになると思いますが、効果的な教育については、今後、検討してまいります。

◎ 廣戸委員

理解が難しいので、説明をお願いしたいのですが、「成果・課題と今後の方向性」の基本方向1に、『教職員は「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の質問項目に対する実績値を指導の工夫改善に生かすよう、訪問指導等で助言指導をいていく。』とありますが、どのような解釈したら良いのでしょうか。

○ 佐藤教育指導課 指導主事（指導係）

指標①に「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」を掲げ、この割合を高めることを目標としており、この方法として、「先生に褒められる」＝「自分にはよいところがある」と実感し、質問紙の回答に際し、そのように答えることを意図しています。

◎ 廣戸委員

そのような意図があるならば、「実績値を指導の工夫改善に生かす」だと、表現が曖昧であると感じますので、今の表記から改めることを提案します。

例えば、『学校生活で「認められる」場を増やす。』『子どもたちの承認の欲求に応えられる教員を目指す。』『本市の子どもたちは、良いところを互いに認め、互いに褒め合うことを指導の方法としていく。』など、もっとストレートな表現で良いのではないかと思います。

もう1点お聞きしたいのは、自然教室が1泊2日で復活したようですが、どのような班編成で実施していますか。

○ 佐藤教育指導課 指導主事（指導係）

班は、学校単位で編成しています。

◎ 廣戸委員

「子どもの自立心を養う」ことに重きを置くならば、手済を入れた指導や活動機会よりも、単独行動での実践が、はるかに効率的で効果が出ると考えます。

普段は別々の学校で学んでいるが、同じ小美玉市で生活しているという意識も高めたいのであれば、事前に決めるのではなく、当日、班長や副班長といった役割を与えることも良いと考えます。

以前の自然教室は、目的が不明確である印象を持っていたので、今後は、目的を明確に実践して欲しいと思います。

また、1泊2日での実施ということで、期間も依然と比較すると短くなっていますので、あえて、一緒に行く必要は無いように感じます。

この事業が復活したことに対し、意義があると思いますが、学校側の自由度を制限することが無いよう、集団的な行事に関しては、学校一任で実施することも良いのではないかと思います。

◎ 高橋委員

昨年度の取組で『「蔵書管理システム」を更新したことで、管理に係る負担が軽減した。』ということは、大変すばらしいことだと思います。

このシステムについての質問ですが、子どもたちが、自身のタブレットから読みたい本などを検索する機能はあるのでしょうか。

○ 佐藤教育指導課 指導主事（指導係）
そのような機能は有していません。

○ 羽鳥教育長
ご意見等ありがとうございました。
ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。
担当課の評価として、一定の成果を出しているということで、「B」評価をつけていますが、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。
（委員：異論無し）
それでは、基本方針2 基本施策1について、本会の評価は「B」といたします。

教育支援体制の充実（基本方針3 基本施策3）

評 価 B

（評価シートに沿って説明）

○ 羽鳥教育長
担当からの説明が終わりました。
委員の皆さまから、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

◎ 中村委員（意見）
校内フリースクールの中学校への設置は、評価します。
他自治体の事例を見ますと、例えば、愛知県岡崎市は、人口38万人の愛知県岡崎市は、中学校20校にそれぞれフリースクールを設置し、数年経ちますが、そこに生徒が300人ほど在籍しているようです。
岡崎市のフリースクールは、学校の中心に設置し、担当教員は、その学校で最も優秀な教諭とし、サポートのための支援員を配置するといったスタイルで20校に設置し、現在に至るという報告を目にしました。
一言にフリースクールと言っても、考え方や取組によって、設置場所や担当教員が異なり、必然的に、結果も異なると思いますので、一つ参考にしていただければと思います。

◎ 廣戸委員
昨年度、校内フリースクールを小川南中で立ち上げて、今年度、美野里中や玉里学園、小川北義務にも設置し、支援体制の拡充を図っていく段階であると思いますが、「成果・課題と今後の方向性」の基本方向1に「校内フリースクール開設により、不登校を未然に防ぐことができた」と成果を謳っています。
校内フリースクールの開設により、不登校を未然に防いでいるということを、どのように検証したのか、疑問を抱きました。
このように成果を捉えるならば、今年度はデータ蓄積を徹底しないと、何のために設置したのか。という結果になりかねないと思います。

また、設置だけではなく、次の2点のような、中身の問題もあると考えます。

1点目として、これまで中学校の教諭は、相談室や保健室に登校する生徒に対し、自身の空き時間を割きながら対応していますが、校内フリースクールはこれと何が違うのかを明確にすること。

2点目は、先ほど話した、データを蓄積するにあたり、「校内フリースクールを一時的に利用し、学級に戻れたことを不登校の未然防止とする」「自宅に引き籠っている子どもが、校内フリースクールを利用したら、登校を再開したとし、不登校解消とする」など基準を設定した上で、成果を見極めること。

これら2点に取組まなければ、本市における校内フリースクールの存在意義が無くなると考えますので、今年度の取組に期待したいと思います。

最後に要望として、子どもと一対一で、「個別のカリキュラム」を作成できる人材の育成に注力して欲しいと思います。

これがなければ、今までの、相談室登校や保健室登校と代わり映えないと思いますので、子どものやりたいこと、それを実現するための手立てを一緒になって考える。ということ、各校の校内フリースクール担当教員に取組ませてほしいと思います。

校内フリースクールは、「自らの目標ややりたいことに取組める場所」になって欲しいと願っています。

○ 羽鳥教育長

ご意見等ありがとうございました。

ここで、教育委員会の評価をいただきたいと思います。

担当課の評価として、一定の成果を出しているということで、「B」評価をつけていますが、本会の評価も「B」でいかがでしょうか。

(委員：異論無し)

それでは、基本方針3 基本施策3について、本会の評価は「B」といたします。

全11施策の説明と評価が終わりましたが、全体を通して何かご意見やご質問等あればお願いいたします。

(委員：意見等無し)

委員の皆さまから、たくさんのご意見やご提言等をいただき、ありがとうございました。

今後に活かせるものについては、しっかりと検討するとともに、市としての方針や考え方を明確にすべきであると感じました。

また、ご意見の中で、委員の皆さまが評価しやすいような、具体的な記載等が無いと、何ををもって、その評価としたのか。そもそも評価できない。といったことも生じるとのことでしたので、この点に関しては、事務局で記載方法等を検討して欲しいと思います。

それでは、協議第5号については、協議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

ここで、10分程度の休憩とさせていただきます。

再開は、16時30分とします。

(休 憩)

○ 羽鳥教育長

それでは、再開します。

続いて、(2) 議案に移ります。

議案第41号「令和7年度教育予算（補正予算）について」

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び、本会規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

それでは、各所管課より順に説明願います。

■ 議案第41号 令和7年度教育予算（補正予算）について

可 決

○ 坂本文化芸術課長

議案41号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、令和7年第3回市議会定例会へ提案するにあたり、教育委員会の意見を求められるため、本案を提出するものです。

それでは、資料「令和7年度 一般会計補正予算 第3号（案） 教育予算抜粋」をご覧ください。

1頁は「歳入」となります。

上段「基金繰入金」ですが、説明欄「文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金」について、193万2,000円の増額補正をお願いするものです。

歳出で再度ご説明いたしますが、同基金は、小川文化センター施設維持管理費に充当するものであり、防衛省からの補助を財源とした基金でございます。

続いて、「雑入」 説明欄「コンサート入場料」について、20万円の増額補正をお願いするものでございます。

詳細については、歳出予算にて、説明をさせていただきます。

歳入補正の説明は以上でございます。

○ 吉田教育指導課長

2頁からは「歳出」となります。

説明欄に沿ってご説明申し上げます。

まず初めに、「給与費」がございしますが、同費は人事課所管となり、教育委員会の所管外となるため、以降の説明は割愛させていただきますので、ご了承ください。

2頁下段 説明欄「3 保健衛生管理費」について、13万円の補正増をお願いするものでございます。

増額理由でございますが、小学校口腔衛生推進事業を実施するため、歯科衛生士謝金及び消耗品費等必要経費を計上しております。

本事業は、令和5年度から、フッ化物洗口を竹原小の同一児童を対象に実施しており、今年度も同様に実施するものです。

なお、本事業の実施にあたり、国庫補助の交付申請を予定しており、交付決定後に歳入補正及び歳出補正について、お諮りいたします。

○ 田山教育企画課長

続きまして、3頁をご覧ください。

説明欄「2 中学校施設管理費」について、578万5,000円の増額補正となります。

内容は、校舎改修工事に係る「14節 工事請負費」の増額となります。

内訳でございますが、4件の修繕等工事の実施を予定しております。

1件目は、美野里中学校通路ドア改修で、62万3,040円

1年生が出入りする校舎1階の通路扉で不具合が生じ、修繕が困難であるため、アルミ両開き蝶番ドアの交換工事を実施するものです。

2件目は、美野里中学校美術室エアコン修繕工事で、88万円

昨年度より、同設備は運転中に不具合が数回発生しているため、修繕工事を実施するものです。

3件目は、美野里中学校 防火設備修繕工事で、382万9,980円

同校の防火設備点検において、防火シャッター6箇所には危険防止装置の未設置及び防火扉2箇所にくぐり戸が未設置であり、既存不適格という指摘を受けたため、是正のための修繕工事を実施するものです。

4件目は、美野里中学校 防火設備修繕工事で、45万1,880円

こちらも防火設備点検において、防火扉2ヶ所に歪みがあり、その解消のため、すり直し作業を実施し、また、連続制御器の予備電池容量不足によるバッテリー交換1ヶ所について、要是正という指摘を受けたため、是正のための修繕工事を実施するものです。

続きまして、3頁下段 説明欄「3 幼稚園施設管理費」について、6万8,000円の増額補正となります。

内容は、施設修繕に係る「10節 需用費」の増額となります。

防火設備や防火扉など、連動制御器予備電源の劣化に伴う、バッテリー交換を実施するものです。

教育企画課所管は、以上となります。

○ 島田生涯学習課長

4頁をご覧ください。

ページ中段の説明欄「2 美野里地区公民館等施設維持管理費」について、108万8,000円の増額補正となります。

内容は、「14節 工事請負費」の増額であり、農村環境改善センター多目的ホールの照明器具交換に伴う、高天井照明交換工事を実施するものです。

続きまして、説明欄「3 小川図書館・資料館施設維持管理費」について、5万3,000円の増額補正となります。

内容は、「10節 需用費」の増額であり、移動図書館車の書架扉のダンパー及びゴムパッキンが損傷したため、部品の交換を行うものです。

続きまして、説明欄「5 文化財調査・管理費」について、4万4,000円の増額補正となります。

内容は、「8節 旅費」のうち、普通旅費 3万3,000円、「10節 需用費」のうち、燃料費 8,000円の増額であり、9月27日・28日に山形県新庄市で開催される「新庄開府400年記念 所沢サミット」に参加するための旅費2名分と、公用車燃料代となります。

続きまして、説明欄「2 やすらぎの里施設維持管理費」について、44万3,000円の増額補正となります。

内容は、「10節 需用費」の増額であり、「備品修繕」として、ウッドチップパーの内部ベルト交換 4万3,000円、「施設修繕」として、火災報知器3基交換 14万3,000円、書画棟の漆喰壁の塗替え 6万9,542円、事務棟ロビーの雨漏り修繕 15万4,220円、茶道棟の襖張替に 3万4,000円となります。

生涯学習課所管は以上となります。

○ 坂本文化芸術課長

5頁をご覧ください。

説明欄「2 文化芸術振興事務費」でございですが、歳入でご説明しました、コンサート入場料 20万円を充当し、一般財源を同額減額する、財源内訳補正となります。

次に、説明欄「3 小川文化センター施設維持管理費」でございですが、「10節 需用費」の修繕料として、大ホールのピンスポットライト照明設備の劣化に伴う備品修繕に 56万1,000円、その他施設修繕に 137万2,000円を増額するもので、財源につきましては、歳入においてご説明しました、防衛省補助を財源としている「文化施設等維持管理運営等事業基金」を充当いたします。

次に、説明欄「4 四季文化館施設維持管理費」について、384万8,000円を増額するものでございます。

内訳でございますが、「10節 需用費」の修繕料として、雨漏りに伴う施設修繕に 227万1,000円、「12節 委託料」の植栽維持管理委託料として、31万3,000円、「14節 工事請負費」として、空調施設修繕に 51万6,000円、受水槽施設修繕に 74万8,000円となります。

以上で、議案第41号「令和7年度教育予算（補正予算）」についての説明とさせていただきます。

ご審議につきまして、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

各所管からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 山口委員

「戸沢サミット」へ参加するということで、山形県新庄市への出張に係る経費の説明がありましたが、燃料費ということは、公用車で向かうということでしょうか。

山形県までかなりの距離があると思いますが。

○ 島田生涯学習課長

戸沢サミットへは、教育長と私、担当係の課長補佐の3名で参加する予定です。

なお、交通手段については、公用車を使用いたします。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第41号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第41号は、可決いたします。

続いて、議案第42号「小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について」

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び、本会規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

スポーツ推進課より、説明願います。

■■ 議案第42号 小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について

可 決

○ 関川スポーツ推進課長

提案理由は、利用者の減少により、堅倉運動広場を廃止したことに伴い、所用の改正を行うため、本案を提出するものです。

新旧対照表を用いて説明いたしますので、5ページをご覧ください。

名称及び位置について定めている、条例第2条において、資料右の欄「現行」中、表の一番上に記載のある「堅倉運動広場」を削除するものでございます。

なお、当該運動広場は借地であったため、廃止に伴い、構造物等を撤去し、地権者へ返還いたしましたこと、申し添えます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第42号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第42号は、可決といたします。

続いて、議案第43号「小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び、本会規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

また、議案第44号「小美玉市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」は、本会規則第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございますが、いずれも関連がございますので、一括審議とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（委員：異議無し）

それでは、スポーツ推進課より説明願います。

＜一括審議＞

■ 議案第43号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

可決

■ 議案第44号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

可決

○ 関川スポーツ推進課長

はじめに、議案第43号について、ご説明いたします。

提案理由は、市内小中学校の体育館の一部に空調設備が設置されたことに伴い、学校体育施設の利用団体が、空調設備を使用した場合の料金を定めるため、この案を提出するものです。

新旧対照表を用いて説明いたしますので、8ページをご覧ください。

今回の改正は、条例第3条で定める使用料に関する別表において、資料左の「改正案」中、表の下に記載の注意書き（「(注)」）3 体育館において空調設備を利用する場合は、教育委員会規則で定める実費相当額を加算する。という条文を追加するものです。

続きまして、議案第44号について、ご説明いたします。

提案理由は、先ほどご説明いたしました、条例の改正に伴い、空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、この案を提出するものです。

本件も、新旧対照表を用いて説明いたしますので、11ページをご覧ください。

表左の欄「改正案」中、空調設備利用に係る実費相当額を規則第13条に新たに定め、既定の条文を1つずつ繰下げる所要の改正を行います。

この実費相当額については、別表2に定めることとし、現在空調設備が設置されている「美野里中学校」の空調設備の使用料は、体育館全面の1時間使用料を1,700円とするものです。

現在、市内の学校体育館において、空調設備が設置されているのは、美野里中学校のみとなりますが、今後、学校体育館には、空調設備を順次設置していく計画であり、その都度、本規則の改正を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第43号及び議案第44号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）
ご異議無しと認め、議案第43号及び議案第44号は、可決いたします。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

続いて、事業等報告に移ります。

まず（1）学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

1 学校関係（9月の学校関係行事）についてでございます。

計画訪問や所課長訪問、教育委員の方々による、学校・幼稚園訪問のほか、新人戦や台湾交流事業の日程を記載させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、資料に記載はございませんが、先月の定例会でも報告をさせていただきました、学校教育関係（部活動）について、ご報告をさせていただきます。

県大会に出場した競技等の結果一覧を机上配付させていただきました。

関東大会以上に進出を決定したのは、美野里中学校の水泳部所属の小澤さんと小川北義務の剣道部所属の海老原さんの2名でございます。

このうち、小川北義務の海老原さんですが、全国大会へ出場し、本日、宮崎県で開催している全国大会の個人戦において、ベスト8という報告を受けております。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

（質疑等無し）

無いようですので、次に移ります。

■ 教育課題について ※非公開※

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

■ 生涯学習事業について

○ 島田生涯学習課長

本日机上に配付させていただきました資料をご覧ください。

戦後 80 年・小美玉市制 20 周年 第 9 回 戦争体験講演会を、8 月 9 日土曜日に生涯学習センターコスモス 文化ホールにおいて開催し、192 名の方にご来場いただきました。

今年は、戦後 80 年という節目であることから、戦争体験者の方に加え、戦争体験朗読ワークショップを実施しました。

このワークショップは、過去の戦争体験講演会での体験談を、参加を募った 7 名の中学生が朗読することで、次の世代へ伝える機会の創出を目的としたものです。

資料 2 ページ目には、当日の様子を写した写真を掲載してございます。

フィナーレとして、同事業の最後に平和への祈りを込めて、ギター伴奏による合唱を行うなど、戦争について今一度考える有意義な講演会となったと感じております。

本事業については、茨城新聞をはじめ、報道各社に関連記事が掲載されておりますので、併せて、ご覧いただければと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 山口委員

朗読に参加した中学生について、美野里中の生徒だけのようですが、玉里学園の生徒に対して周知はしたのですか。

○ 島田生涯学習課長

市内全ての中学校・義務教育学校に対し、学校を通じて周知をさせていただいた結果、集まったのが美野里中の生徒のみだったということで、承知しております。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、次に移ります。

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の 7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。

無いようですので、事務局からお願いします。

<事務局から（概要）>

9月定例会について

令和7年9月26日（金）13時30分から

小川総合支所 3階 大会議室

>付議事件（予定）

教育行政事務事業の点検及び評価について（生涯学習及び文化芸術、スポーツ分野）

4月にお配りした、年間スケジュールでは、25日 木曜日での開催としておりましたが、教育長の公務スケジュールの都合で、26日 金曜日の開催に変更させていただきたいと思います。

また、エレベーター工事が始まったことに伴い、照明の一部が撤去されており、若干暗くなっていますが、支障なければ、この会場での開催を提案します。

→ 支障なし（廣戸委員・高橋委員）

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

また、9月には、教育委員訪問がありますので、そちらもよろしくお願いいたします。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、8月定例会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。